

法人名：

公益財団法人 秋田県生活衛生営業指導センター

設立年月日 昭和55年4月17日

<b>1 法人の概要</b>																	
代表者職氏名	理事長 齊藤 育雄		基本財産等	5,310千円		県出資等額及び比率	1,500千円 (28.2%)		所管部課名	生活環境部生活衛生課							
設立目的	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じて衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護を推進するための相談指導機関として設立された。																
事業概要	主に各種経営相談・経営指導、生活衛生関係営業に関する講習会等、クリーニング師研修会及びクリーニング所の業務従事者の講習会、日本政策金融公庫融資の指導、標準営業約款の登録推進等を行う。																
関連法令、県計画	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律																
役員数 (R5.7.1現在)	理事		監事		評議員		計		職員数 (R5.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計				
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤						4(1)			4(1)
	1	6		2		6	1	14									

※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧(内数)で表示。

<b>2 法人の行動計画(令和4～7年度)</b>									
県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続 ・公益的事業の安定実施				
目標	○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3に基づき、生衛業の専門指導機関として知事が指定した団体であり、収支均衡による安定的経営を継続し、公益的事業の安定実施に努める。								
取組	○法人が実施する公益的事業 ・相談指導事業(窓口相談、巡回指導、融資指導等) ・情報化整備事業(ホームページによる情報発信) ・後継者育成支援事業(中学校、高校への出前講座や講習会の開催) ・健康・福祉対策推進等事業(研修会の開催等) 【目標】法人の中核業務である相談指導事業の年間相談件数：430件								

<b>3 財務</b>															
<b>①正味財産増減計算書</b> (単位:千円)					<b>②貸借対照表</b> (単位:千円)					<b>&lt;主な経営指標&gt;</b>					
区分		令和3年度	令和4年度		区分		令和3年度	令和4年度		項目		令和3年度	令和4年度		増減※
経常収益		18,478	23,014		流動資産		5,469	5,705		経常収支比率 (経常収益÷経常費用)		102.5%	100.7%		△1.8
基本財産・特定資産運用益		1	1		固定資産		5,370	5,370		流動比率 (流動資産÷流動負債)		3038.3%	2237.3%		△801.1
受取会費・受取寄附金					資産計		10,839	11,075		自己資本比率 (純資産計÷負債・純資産計)		98.3%	97.7%		△0.6
受託事業収益		2,949	2,283		流動負債		180	255		有利子負債比率 (有利子負債÷純資産計)					
自主事業収益					短期借入金					※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。					
受取補助金・受取負担金		15,528	20,730		固定負債					<退職給与引当状況(単位:千円)>					
その他の収益					長期借入金					要支給額	引当額	引当率(%)			
経常費用		18,026	22,853		負債計		180	255		0	0	-			
事業費		16,238	20,963		指定正味財産		5,310	5,310		※※中小企業退職共済制度へ加入している。					
管理費		1,788	1,890		うち基本財産充当額		5,310	5,310							
人件費(事業費分含む)		12,305	16,845		一般正味財産		5,349	5,510							
当期経常増減額		452	161		うち基本財産充当額										
経常外収益					正味財産計		10,659	10,820							
経常外費用					負債・正味財産計		10,839	11,075							
当期経常外増減額					※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。										
当期一般正味財産増減額		452	161		<b>③県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)</b> (単位:千円)										
当期指定正味財産増減額					区分	令和3年度	令和4年度		支出目的等						
当期正味財産増減額合計		452	161		年間支出										
					年度末残高										

法人名：

公益財団法人 秋田県生活衛生営業指導センター

I 自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
<p>【令和4年度実績】</p> <p>○相談指導事業（窓口相談、巡回指導、融資指導等）483件</p> <p>○情報化整備事業（ホームページによる情報発信）アクセス数 9,500件</p> <p>○後継者育成支援事業（中学校、高校への出前講座や講習会の開催）4校 98名</p> <p>○健康・福祉対策推進等事業（研修会の開催等）6カ所 161名</p>		<p>【令和4年度実績】</p> <p>○公益財団法人として収支相償基準を達成しながら、当期経常増減額は161千円のプラスとなっている。</p>	
<p>【自己評価】</p> <p>○目標値としている相談指導事業の年間相談件数については、積極的な相談の掘り起しにより目標比でプラス53件となっており、目標を達成した。</p>		<p>【自己評価】</p> <p>○経常収益の範囲内で支出しており、安定的に収支均衡を達成することにより、経常収支比率は100.7%と概ね収支均衡を保っており、一般正味財産も5,510千円であることから、財産基盤の健全性が確保されている。</p>	
評価		評価	
A		A	

II 所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
<p>○行動計画に掲げた年間相談件数の目標は達成しており、引き続き目標達成に向けた取組を継続していただきたい。</p> <p>○令和4年度から新たに健康・福祉対策推進等事業の一つとして、生活衛生業の特性を活かした地域包括ケアシステムへの参画に向けた取組を始めており、今後も生活衛生業の振興が図られる取組の実施を期待している。</p>		<p>○令和4年度の経営状況は、公益財団法人としての収支相償基準を満たしており、当期経常増減額についてもプラスとなっていることから、引き続き収支均衡による安定的経営に取り組んでいただきたい。</p>	
評価		評価	
A		A	

III 委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
A	<p>○行動計画に定めた「法人の中核業務である相談指導事業の年間相談件数」については目標を達成しているほか、他事業についても着実な実施がなされていることから、法人運営については順調である。</p> <p>○経営状況についても収支均衡が図られており、安定的経営が行われていると評価できる。</p>

【委員からの提言】

○関係業態に共通する「後継者の育成」については、喫緊の課題であることから、他都道府県等の先進事例を取り入れるなど、積極的な取組の実施について期待する。

○生活衛生関係営業についてはコロナ禍や原油価格高騰の影響を大きく受けた業種が多いため、相談や指導、講習会等の取組を強化していただきたい。

○行動計画に定める目標については、実施目標（アウトプット）を設定しているが、公益的事業の安定実施のためにも、成果目標（アウトカム）を設定することも望ましい。

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所管課の対応方針
<p>○「後継者の育成」については、他都道府県の事例の収集を図るとともに、SNS等を活用しながら、受講する生徒に親しみやすい内容を取り入れていく。</p> <p>○補助や貸付などの情報収集に努め、適切な情報をきめ細かく各組合を通じて提供するとともに、必要に応じて県や関係機関に対しては要望活動を行っていく。</p> <p>○行動計画に定める目標については、喫緊の課題である「後継者の育成」の観点から、これに関する成果目標を追加する。</p>	<p>○「後継者の育成」に当たっては、成果目標を設定し、計画的に取組を進めるとともに、中高生の授業のみならず、夏休み等の期間を活用して店舗や施設への体験学習なども取り入れながら、課題解決に努めていただきたい。</p> <p>○コロナ禍や原油価格高騰の影響が大きかった飲食業や旅館ホテル業、クリーニング業等に対して、引き続き、経営指導員による相談・指導機能を強化する必要があることから、法人と連携して取組を進めていく。</p>

法人名 (公財)秋田県生活衛生営業指導センター

①令和5年度計算書類等

法人所管課 生活衛生課

# 公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、秋田県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下法という。）第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図り、生活衛生関係営業全般の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化、振興についての相談及び指導
- (2) 生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理並びに苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導
- (3) 標準営業約款に関する営業者の登録及び普及
- (4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の開催又はあっせん
- (5) 生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供
- (6) クリーニング師の研修会及びクリーニング所の業務従事者の講習会の実施
- (7) 生活衛生関係営業の振興を図るための事業及び調査
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた別表の財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下この条において「事業計画書及び収支計算書等」という。)については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項に規定する事業計画書及び収支計算書等については、当該書類を主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(評議員)

第11条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の議決により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の職務及び権限)

第13条 評議員は、評議員会を構成し、第17条に規定する事項の決議に参画するほか、法

令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事、監事及び評議員等の報酬等の支給の基準

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場

所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 評議員長に事故があるときは、その評議員会において出席した評議員の中から議長を選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員等に対する費用の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他の法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項について評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会が別に定める。

## 第6章 役員

### (役員を設置)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員及び使用人を兼ねることはできない。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

### (理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後

においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事又は監事が、次の各号の一に該当するときは、評議員の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、税理士等の資格を有する監事に対しては、報酬の支払いをすることができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事及び監事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第39条 理事会を招集するときは、理事会の開催日の7日前までに、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発し

なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「一般法人法」第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

(理事会運営規則)

第44条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、「一般法人法」第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、「公益認定法」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に

贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程
  - (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第51条第2項の定めによるものとする。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方

法により行う。

## 第12章 補 足

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、鷲谷一四、業務執行理事は宮腰智也、理事は次に掲げる者とする。  
山谷久信、松村讓裕、山本久博、佐藤一三四、佐藤静夫
- 4 この法人の最初の監事は、稲田仁、吉川昭一とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
高橋正雄、幡江健志、岡田邦雄、齊藤育雄、平野秋光、富野忠雄、高橋キン

附 則

この定款は、評議員会議決の日から施行する。

附 則

この一部改正は、評議員会議決の日から施行する。

この一部改正は、令和2年6月15日から施行する。

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

財 産 種 別	場 所 ・ 物 量 等
(1)第2項の不可欠な基本財産 定期預金	秋田銀行大町支店 5, 3 1 0, 0 0 0円

## 基本財産出資・出捐者名簿

令和5年3月31日現在

法人名	公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター
出資等団体総数	17
資本金・基本財産合計額	5,310千円

出資等団体名	出資額等	備考
秋田県	1,500千円	
秋田市	700千円	
秋田県理容生活衛生同業組合	376千円	寄付金
秋田県美容生活衛生同業組合	319千円	寄付金
秋田県鮭商生活衛生同業組合	170千円	寄付金
秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合	197千円	寄付金
秋田県喫茶業生活衛生同業組合	158千円	寄付金
秋田県飲食業生活衛生同業組合	214千円	寄付金
秋田県麺類飲食生活衛生同業組合	204千円	寄付金
秋田県料理業生活衛生同業組合	166千円	寄付金
秋田県食肉生活衛生同業組合	181千円	寄付金
秋田県社交飲食業生活衛生同業組合	167千円	寄付金
秋田県中華料理生活衛生同業組合	160千円	寄付金
秋田県クリーニング生活衛生同業組合	186千円	寄付金
秋田県興行生活衛生同業組合	154千円	寄付金
秋田県公衆浴場生活衛生同業組合	158千円	寄付金
(寄付金小計 14組合)	2,810千円	
公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター	300千円	当指導センター10周年記念大会決算余金繰入(平成3年)
合 計	5,310千円	

## 秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法人名：(公財)秋田県生活衛生営業指導センター

時点：令和5年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事長	齊藤育雄	飲食業生活衛生同業組合理事長
2	専務理事	武田 勝	営業指導センター事務局長
3	理事	北嶋満雄	理容生活衛生同業組合理事長
4	理事	谷口由明	中華飲食業生活衛生同業組合理事長
5	理事	福岡克正	クリーニング生活衛生同業組合理事長
6	理事	小松信一	食肉生活衛生同業組合理事長
7	理事	品川敬一	社交飲食業生活衛生同業組合理事長
8	監事	稲田 仁	興行生活衛生同業組合理事長
9	監事	吉川裕太	吉川税理士事務所 所長
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

# 令和5年度 事業計画書

公益財団法人 秋田県生活衛生営業指導センター

## 1 方針

公益財団法人として不特定かつ多数の者の利益の擁護に努め、県民の日常生活と深い関係を持つ生活衛生関係営業の経営の健全化と振興を図るため、経営相談・指導を充実するとともに、情報の収集と提供を行う。

また、生活衛生同業組合組織の充実強化を支援することとし、これらの活動を通じて生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて、生衛業者並びに利用者双方の利益の増進に資することとする。

標準営業約款については、消費者の利益擁護の観点から、再登録、新規登録の促進に努め、制度の普及啓発を図る。

クリーニング師等研修については、クリーニング業に携わる者の資質と技能の向上並びに利用者へのサービス向上を図るため、研修会及び講習会を開催する。

## 2 生活衛生関係営業指導事業

### (1) 相談指導事業

#### ① 相談指導体制

経営指導員等4名及び経営特別相談員45名により、融資（一般融資、生活衛生関係営業経営改善資金融資）、経営、税務、衛生、労務、設備改善等について相談、指導を行う。

#### ② 経営特別相談員の研修

経営特別相談員の資質と能力の養成・向上を図るため研修会を開催する。  
なお、新たな経営特別相談員の養成に関し、県から研修会開催等の要請があった場合は、実施に向けて協力するものとする。

#### ③ 相談指導の手法

センターにおける相談・指導の他、県内各地域において商工会議所等関係団体や中小企業診断士等の外部専門家とも連携しながら、経営相談・指導を実施する。

また、生衛業者を個別に巡回して経営相談・指導を実施する。

#### ④ 相談支援連絡協議会

ア 経営指導員及び経営特別相談員の資質の向上を図るため、専門知識を有する者を講師とする研修会を開催する。

イ 株式会社日本政策金融公庫及び生活衛生同業組合等関係機関と相談内容や対応困難な事例等について情報交換し、対応策を協議するための会合を開催する。

## **(2) 情報化整備事業**

これまでに蓄積した生衛業に関する各種情報を有効活用して指導の充実を図るとともに、更なる情報収集とシステムの維持管理に努める。

## **(3) 後継者育成支援事業**

雇用吸収力の高い生衛業の活性化並びに生衛業が直面している後継者不足の課題の緩和を図るため、高校生等を対象として生衛業に対する理解を深めることにより、職業観の醸成や進路に対する心構えの習得をねらいとした出前授業を実施する。

## **(4) 健康・福祉対策推進等事業**

生衛業は生活に密着した営業形態であることから、地域社会との共存や福祉の増進及び衛生水準の維持向上等の社会的要請に応える形で研修会を実施し、生衛業の振興を図る。

また、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域に密着して活躍してきた生衛業が、地域住民と関わりを持ちながら、必要な支援・サービスを提供できる具体的な手法等について調査する。

## **(5) 組織強化事業**

### **① 生活衛生営業組織強化事業**

生活衛生同業組合との連携を密にすることにより、各組織の強化等を支援する。

### **② 理事長表彰**

生活衛生同業組合の健全な発展と組合員の意欲の向上を図るため、表彰事業を行う。

### **③ 生活衛生同業組合職員の研修**

生活衛生同業組合事務局職員の資質の向上に寄与するため、各種研修会への参加の機会を設ける。

### **④ 事務局連絡会議の開催**

生活衛生同業組合事務局と情報交換を図る等連携を深めるため、連絡会議を開催する。

### **⑤ 地方連絡協議会振興事業**

地方連絡協議会が行う研修会等を支援するとともに、組織強化事業に対して交付金を交付する。

### **3 標準営業約款登録事業**

理容、美容、クリーニング、めん類飲食及び一般飲食業について、制度の普及及び営業者の登録促進を図る。

- (1) リーフレット、ポケットティッシュ等を配布し、普及啓発に努める。
- (2) ホームページにおいてPRを図る。
- (3) 登録は年2回（8月と2月）行う。

### **4 クリーニング師等研修事業**

クリーニング師の資質向上と業務従事者の知識の習得及び技能の向上を図るため、クリーニング業法第8条の2の規定によるクリーニング師研修及び同法第8条の3の規定によるクリーニング業務従事者講習を実施し、クリーニング業務の技術向上と利用者へのサービス向上に資する。

なお、実施に当たっては、全国指導センターが秋田県知事の指定を受け、当センターが委託を受けて実施するものとする。

### **5 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター受託事業**

生活衛生関係営業者の経営状況調査及び景気動向等調査について、調査対象各70件に対して実施する。

令和5年度収支予算書（正味財産増減計算書方式）

令和5年 4月1日 ~ 令和6年3月31日

（公財）秋田県生活衛生営業指導センター

（単位：円）

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	1,000	1,000	0	
基本財産受取利息	1,000	1,000	0	
②受取補助金	20,718,000	20,350,000	368,000	
生活衛生関係営業対策事業補助金	20,718,000	20,350,000	368,000	
③事業収益	2,082,000	2,262,000	△ 180,000	
標準営業約款事業収益	120,000	282,000	△ 162,000	
クリーニング師研修等事業収益	500,000	550,000	△ 50,000	
受託事業収益	1,462,000	1,430,000	32,000	
景況等調査受託事業収益	1,364,000	1,332,000	32,000	
秋田県受託事業収益	98,000	98,000	0	
④受取負担金	360,000	380,000	△ 20,000	
受取組合負担金	360,000	380,000	△ 20,000	
⑤雑収益	1,000	1,000	0	
受取利息	1,000	1,000	0	
経常収益計	23,162,000	22,994,000	168,000	
(2) 経常費用				
①事業費	20,997,000	20,812,000	185,000	
給料手当	13,270,000	13,344,000	△ 74,000	
福利厚生費	2,144,000	2,062,000	82,000	
報償費	1,153,000	1,055,000	98,000	
旅費交通費	805,000	973,000	△ 168,000	
消耗品費	610,000	673,000	△ 63,000	
印刷製本費	275,000	85,000	190,000	
通信運搬費	280,000	300,000	△ 20,000	
雑役務費	567,000	531,000	36,000	
賃借料	1,580,000	1,372,000	208,000	
交際費	72,000	70,000	2,000	
交付金	90,000	90,000	0	
納付金	151,000	257,000	△ 106,000	
②管理費	2,165,000	2,182,000	△ 17,000	
給料手当	1,118,000	1,187,000	△ 69,000	
福利厚生費	183,000	206,000	△ 23,000	
報償費	111,000	80,000	31,000	
旅費交通費	303,000	304,000	△ 1,000	
消耗什器備品費	50,000	40,000	10,000	
消耗品費	92,000	82,000	10,000	
印刷製本費	30,000	30,000	0	
通信運搬費	55,000	43,000	12,000	
雑役務費	20,000	20,000	0	
賃借料	33,000	30,000	3,000	
会議費	10,000	10,000	0	
交際費	85,000	75,000	10,000	
負担金	30,000	30,000	0	
公租公課費	10,000	10,000	0	
支払利息	35,000	35,000	0	
経常費用計	23,162,000	22,994,000	168,000	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部	0	0	0	
(1) 経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
当期一般正味財産期首残高	5,349,000	5,486,000	△ 137,000	
当期一般正味財産期末残高	5,349,000	5,486,000	△ 137,000	
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	5,310,000	5,310,000	0	
指定正味財産期末残高	5,310,000	5,310,000	0	
III 正味財産期末残高	10,659,000	10,796,000	△ 137,000	

令和5年度収支予算書（正味財産増減計算書方式）内訳表

令和5年 4月1日 ~ 令和6年 3月31日

（公財）秋田県生活衛生営業指導センター

（単位：円）

科 目	公益事業会計	その他事業会計(1)	その他事業会計(2)	法人会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
①基本財産運用益	1,000	0	0	0	0	1,000
基本財産受取利息	1,000	0	0	0	0	1,000
②受取補助金	19,416,000	0	0	1,302,000	0	20,718,000
生活衛生関係営業対策事業補助金	19,416,000	0	0	1,302,000	0	20,718,000
③事業収益	718,000	682,000	0	682,000	0	2,082,000
標準営業約款事業収益	120,000	0	0	0	0	120,000
クリーニング師研修等事業収益	500,000	0	0	0	0	500,000
受託事業収益	98,000	682,000	0	682,000	0	1,462,000
景況等調査受託事業収益	0	682,000	0	682,000	0	1,364,000
秋田県受託事業収益	98,000	0	0	0	0	98,000
④受取負担金	0	0	180,000	180,000	0	360,000
受取組合負担金	0	0	180,000	180,000	0	360,000
⑤雑収益	0	0	0	1,000	0	1,000
受取利息	0	0	0	1,000	0	1,000
経常収益計	20,135,000	682,000	180,000	2,165,000	0	23,162,000
(2) 経常費用						
①事業費	20,135,000	682,000	180,000	0	0	20,997,000
給料手当	13,270,000	0	0	0	0	13,270,000
福利厚生費	2,144,000	0	0	0	0	2,144,000
報償費	863,000	290,000	0	0	0	1,153,000
旅費交通費	785,000	20,000	0	0	0	805,000
消耗品費	555,000	37,000	18,000	0	0	610,000
印刷製本費	275,000	0	0	0	0	275,000
通信運搬費	200,000	80,000	0	0	0	280,000
雑役務費	312,000	255,000	0	0	0	567,000
賃借料	1,580,000	0	0	0	0	1,580,000
交際費	0	0	72,000	0	0	72,000
交付金	0	0	90,000	0	0	90,000
納付金	151,000	0	0	0	0	151,000
②管理費	0	0	0	2,165,000	0	2,165,000
給料手当	0	0	0	1,118,000	0	1,118,000
福利厚生費	0	0	0	183,000	0	183,000
報償費	0	0	0	111,000	0	111,000
旅費交通費	0	0	0	303,000	0	303,000
消耗什器備品費	0	0	0	50,000	0	50,000
消耗品費	0	0	0	92,000	0	92,000
印刷製本費	0	0	0	30,000	0	30,000
通信運搬費	0	0	0	55,000	0	55,000
雑役務費	0	0	0	20,000	0	20,000
賃借料	0	0	0	33,000	0	33,000
会議費	0	0	0	10,000	0	10,000
交際費	0	0	0	85,000	0	85,000
負担金	0	0	0	30,000	0	30,000
公租公課費	0	0	0	10,000	0	10,000
支払利息	0	0	0	35,000	0	35,000
経常費用計	20,135,000	682,000	180,000	2,165,000	0	23,162,000
当期経常増減額	0	0	0	0	0	0
2. 経常外増減の部	0	0	0	0	0	0
(1) 経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産期首残高	1,996,000	190,000	△ 113,000	3,276,000	0	5,349,000
当期一般正味財産期末残高	1,996,000	190,000	△ 113,000	3,276,000	0	5,349,000
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	5,310,000	0	0	0	0	5,310,000
指定正味財産期末残高	5,310,000	0	0	0	0	5,310,000
III 正味財産期末残高	7,306,000	190,000	△ 113,000	3,276,000	0	10,659,000

令和5年度収支予算書（正味財産増減計算書方式）内訳表

令和5年 4月1日～令和6年3月31日

(公財) 秋田県生活衛生営業指導センター

(単位：円)

科 目	公益事業会計				その他事業 会計(1)	その他事業 会計(2)	法人会計	内部取引消去	合 計
	公益事業会計	標準営業約款	クリーニング	計					
I 一般正味財産の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
①基本財産運用益	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	1,000
基本財産受取利息	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	1,000
②受取補助金	19,416,000	0	0	19,416,000	0	0	1,302,000	0	20,718,000
生活衛生関係営業対策事業補助金	19,416,000	0	0	19,416,000	0	0	1,302,000	0	20,718,000
③事業収益	98,000	120,000	500,000	718,000	682,000	0	682,000	0	2,082,000
標準営業約款事業収益	0	120,000	0	120,000	0	0	0	0	120,000
クリーニング師研修等事業収益	0	0	500,000	500,000	0	0	0	0	500,000
受託事業収益	98,000	0	0	98,000	682,000	0	682,000	0	1,462,000
景況等調査受託事業収益	0	0	0	0	682,000	0	682,000	0	1,364,000
秋田県受託事業収益	98,000	0	0	98,000	0	0	0	0	98,000
④受取負担金	0	0	0	0	0	180,000	180,000	0	360,000
受取組合負担金	0	0	0	0	0	180,000	180,000	0	360,000
⑤雑収益	0	0	0	0	0	0	1,000	0	1,000
受取利息	0	0	0	0	0	0	1,000	0	1,000
経常収益計	19,515,000	120,000	500,000	20,135,000	682,000	180,000	2,165,000	0	23,162,000
(2) 経常費用									
①事業費	19,515,000	120,000	500,000	20,135,000	682,000	180,000	0	0	20,997,000
給料手当	13,270,000	0	0	13,270,000	0	0	0	0	13,270,000
福利厚生費	2,144,000	0	0	2,144,000	0	0	0	0	2,144,000
報償費	713,000	30,000	120,000	863,000	290,000	0	0	0	1,153,000
旅費交通費	640,000	15,000	130,000	785,000	20,000	0	0	0	805,000
消耗品費	522,000	3,000	30,000	555,000	37,000	18,000	0	0	610,000
印刷製本費	255,000	0	20,000	275,000	0	0	0	0	275,000
通信運搬費	174,000	11,000	15,000	200,000	80,000	0	0	0	280,000
雑役務費	302,000	0	10,000	312,000	255,000	0	0	0	567,000
賃借料	1,495,000	0	85,000	1,580,000	0	0	0	0	1,580,000
交際費	0	0	0	0	0	72,000	0	0	72,000
交付金	0	0	0	0	0	90,000	0	0	90,000
納付金	0	61,000	90,000	151,000	0	0	0	0	151,000
②管理費	0	0	0	0	0	0	2,165,000	0	2,165,000
給料手当	0	0	0	0	0	0	1,118,000	0	1,118,000
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	183,000	0	183,000
報償費	0	0	0	0	0	0	111,000	0	111,000
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	303,000	0	303,000
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	50,000	0	50,000
消耗品費	0	0	0	0	0	0	92,000	0	92,000
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	30,000	0	30,000
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	55,000	0	55,000
雑役務費	0	0	0	0	0	0	20,000	0	20,000
賃借料	0	0	0	0	0	0	33,000	0	33,000
会議費	0	0	0	0	0	0	10,000	0	10,000
交際費	0	0	0	0	0	0	85,000	0	85,000
負担金	0	0	0	0	0	0	30,000	0	30,000
公租公課費	0	0	0	0	0	0	10,000	0	10,000
支払利息	0	0	0	0	0	0	35,000	0	35,000
経常費用計	19,515,000	120,000	500,000	20,135,000	682,000	180,000	2,165,000	0	23,162,000
当期経常増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産期首残高	△ 115,000	293,000	1,818,000	1,996,000	190,000	△ 113,000	3,276,000	0	5,349,000
当期一般正味財産期末残高	△ 115,000	293,000	1,818,000	1,996,000	190,000	△ 113,000	3,276,000	0	5,349,000
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	5,310,000	0	0	5,310,000	0	0	0	0	5,310,000
指定正味財産期末残高	5,310,000	0	0	5,310,000	0	0	0	0	5,310,000
III 正味財産期末残高	5,195,000	293,000	1,818,000	7,306,000	190,000	△ 113,000	3,276,000	0	10,659,000

法人名 (公財)秋田県生活衛生営業指導センター

②令和4年度計算書類等

法人所管課 生活衛生課

# 財産目録

令和5年 3月31日現在

(公財) 秋田県生活衛生営業指導センター  
(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	預 金	普通預金 秋田銀行大町支店	運転資金として	5,606,635
	未収金	秋田県	運転資金として	98,700
流動資産合計				5,705,335
(固定資産) 基本財産	預 金	定期預金 秋田銀行大町支店	公益目的保有財産、運用益を 公益目的事業に運用	5,310,000
	その他固定資産 電話加入権		公益事業・その他事業・管理業務 で使用している資産	60,000
固定資産合計				5,370,000
資産合計				11,075,335
(流動負債)	預り金 給与 謝金 社会保険料 雇用保険	職員等	職員社会保険料、所得税等	255,192
				39,682
				24,234
				145,254
				46,022
流動負債合計				255,192
負債合計				255,192
正味財産				10,820,143

## 令和4年度 事業実施報告書

### 1 秋田県生活衛生営業指導センターの設置状況

名 称	公益財団法人 秋田県生活衛生営業指導センター
団体の人格	公益財団法人
所 在 地	秋田市旭北栄町1番5号
電 話 番 号	018-874-9099
設 立 等 年 月 日	昭和55年 4月17日 財団法人設立許可 昭和55年 4月21日 財団法人設立登記 平成24年 3月21日 公益財団法人移行認定 平成24年 4月 1日 公益財団法人設立登記
代表者職氏名	理事長 齊藤育雄
そ の 他	基本財産の額 531万円 うち秋田県出捐金の額 150万円

## 基本財産出資・出捐者名簿

令和5年3月31日現在

法人名	公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター
出資等団体総数	17
資本金・基本財産合計額	5,310千円

出資等団体名	出資額等	備考
秋田県	1,500千円	
秋田市	700千円	
秋田県理容生活衛生同業組合	376千円	寄付金
秋田県美容生活衛生同業組合	319千円	寄付金
秋田県鮭商生活衛生同業組合	170千円	寄付金
秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合	197千円	寄付金
秋田県喫茶業生活衛生同業組合	158千円	寄付金
秋田県飲食業生活衛生同業組合	214千円	寄付金
秋田県麺類飲食生活衛生同業組合	204千円	寄付金
秋田県料理業生活衛生同業組合	166千円	寄付金
秋田県食肉生活衛生同業組合	181千円	寄付金
秋田県社交飲食業生活衛生同業組合	167千円	寄付金
秋田県中華料理生活衛生同業組合	160千円	寄付金
秋田県クリーニング生活衛生同業組合	186千円	寄付金
秋田県興行生活衛生同業組合	154千円	寄付金
秋田県公衆浴場生活衛生同業組合	158千円	寄付金
(寄付金小計 14組合)	2,810千円	
公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター	300千円	当指導センター10周年記念大会決算余金繰入(平成3年)
合 計	5,310千円	

## 2 相談指導事業

### (1) 相談室構成員

(令和5年4月1日)

業 種	職 名	人 員	備 考
理 容	経営特別相談員	6	
美 容	〃	7	
興 行	〃	1	
旅館ホテル	〃	4	
クリーニング	〃	3	
飲 食	〃	6	
社 交 飲 食	〃	5	
鮎	〃	4	
麺類飲食	〃	8	
中華料理	〃	1	
食 肉	〃	1	
(小計)		46	
指導センター	経営指導員	3	常勤
〃	事務職員	1	〃
(小計)		4	
計		50	

(2) 窓口相談の実施状況（郵便、電話による相談を含む。）

対象業種	指導延日数	指導件数								備考	
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計		
美容 クリーニング 興行 旅館ホテル 鮭商 食肉 麺類飲食 飲食 社交飲食 中華料理  (11業種)	日	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
	104	106	0	0	0	39	53	103	301		

(3) 経営指導員による巡回指導の実施状況

区分	対象業種	指導延日数	指導件数								備考	
			融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計		
営業者 に対して 行うもの	美容 クリーニング 興行 旅館ホテル 鮭商 食肉 麺類飲食 飲食 社交飲食 中華料理  (11業種)	日	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
		17	12	0	0	1	26	19	26	84		

(4) 地区相談の実施状況（地区相談室の開設）

対象業種	指導延日数	指導件数								備考
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
美容 クリーニング 興行 旅館ホテル 鮭商 食肉 麺類飲食 飲食 社交飲食 中華料理  (11業種)	日 16	件 3	件 1	件 0	件 0	件 22	件 36	件 36	件 98	

3 生活衛生関係営業経営改善融資等指導の実施状況

(1) 「生活衛生関係営業経営改善資金」融資指導状況

対象業種	特別相談員数	融資相談件数	融資指導延日数	備考
美容 クリーニング 興行 旅館ホテル 鮭商 食肉 麺類飲食 飲食 社交飲食 中華料理  (11業種)	45人	45件	44日	

(2) 「一般貸付」の決定状況

①申請額のうち設備資金が500万円を超えるもの(理事長の推薦を要するもの)

(単位：万円)

	令和4年度				令和3年度				決定額の
	受付		決定		受付		決定		前年比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	4/3 (%)
美容	3	3,200	3	3,050	0	0	0	0	—
旅館ホテル	1	2,920	1	2,920	0	0	0	0	—
計	4	6,120	4	5,970	0	0	0	0	—

②申請額のうち設備資金が500万円以下のもの(理事長の推薦を要しないもの)

(単位：万円)

	令和4年度				令和3年度				決定額の
	受付		決定		受付		決定		前年比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	4/3 (%)
美容	0	0	0	0	1	480	1	480	0.0
計	0	0	0	0	1	480	1	480	0.0

※ 申請額が500万円以下(設備資金)のものは、原則として公庫への申込となっているが、当センターで受け付けたもの

## (3)生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の決定状況

(単位:万円)

	令和4年度				令和3年度				決定額の 前年度比
	受付		決定		受付		決定		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	4/3 (%)
理容	8	2,406	8	2,406	7	2,141	7	2,141	112.4
美容	1	124	1	124	1	100	1	100	124.0
クリーニング	3	1,401	3	1,401	2	494	2	494	283.6
飲食	12	7,420	12	7,250	12	6,390	12	6,390	113.5
社交飲食	1	200	1	200	1	700	1	700	28.6
鮨商	2	570	2	570	1	500	1	500	114.0
麺類飲食	13	6,166	13	6,166	10	5,070	10	5,070	121.6
計	40	18,287	40	18,117	34	15,395	34	15,395	117.7

#### 4 相談支援連絡協議会の開催

対象業種	開催日、場所	出席人員	研修テーマ・講師
理容 美容 クリーニング 旅館ホテル 興行 鮨 食肉 麺類飲食 飲食 社交飲食 中華料理	令和4年8月29日(月) 秋田市中通1丁目3-5 「秋田キャッスルホテル」	30名	(1)「生産性向上ガイドライン・ マニュアルの活用方法概要」 講師 秋田県生活衛生営業指導センター 専務理事 武田 勝 (2)「衛経を活用した新型コロナウイルス 感染症による収益減を補う資金繰り 支援等」 講師 日本政策金融公庫秋田支店 国民生活事業 融資第二課長 花田 勝巳 (3)「最低賃金制度と各種助成金等の概 要」 講師 秋田労働局 賃金室長 佐々木 重徳 (4)「生活衛生関係営業の生産性向上に向 けた「店舗」強化について」 講師 厚生労働省生活衛生課 経営環境専門官 山口 己智一 (5)「生活衛生同業組合の役割と使命」 ～コロナ禍や物価高騰を乗り越える ために～ 講師 全国生活衛生営業指導センター 専務理事 伊東 明彦
	令和5年2月10日(金) 秋田市中通6丁目1-13 「イヤタカ」	33名	「最近の若者の人生観について」 講師 国際教養大学事務局 キャリア開発センター長 三栗谷 俊明

#### 5 生活衛生改善貸付事務連絡協議会の開催

- ・開催日時……令和5年2月10日(金)
- ・参加人数……33名(各組合役職員、センター職員、県、日本政策金融公庫役職員等)
- ・協議内容……「生活衛生改善貸付等の貸付実績等について」  
「令和5年度の生活衛生貸付について」  
「コロナ禍における組合員の状況について」

## 6 情報化整備事業

- 生衛業情報ネットワークシステムを良好に維持管理するとともに、（公財）全国生活衛生営業指導センターのオンラインでの経営アドバイスや融資情報を活用し、生衛業に関する融資、統計資料、相談事例等の情報をセンター業務に役立てるとともに、生衛業関係者や消費者に情報を発信している。
- ホームページ等を利用して融資、税制、標準営業約款、各種試験、食中毒や感染症等に関する情報を提供した。また、システムのセキュリティやSEO対策としてhttps化を図っている。
- 生衛業者や消費者等からのアクセス数は9,500件で、目標とした12,000件に達しなかった。

## 7 健康・福祉対策推進事業

「食と健康（秋田のお酒の魅力について）」に関する研修会を全県6カ所で開催した。

	開催日・会場等	参加人員	講師等
1	令和4年10月31日（月） 秋田市「協働大町ビル」	35名	秋田県総合食品研究センター醸造試験場長 進藤 昌 氏
2	令和4年11月21日（月） 由利本荘市「本荘グランドホテル」	41名	秋田県総合食品研究センター醸造試験場長 進藤 昌 氏
3	令和4年12月12日（月） 北秋田市「市民プラザ「コムコム」」	35名	秋田県総合食品研究センター醸造試験場長 進藤 昌 氏
4	令和5年2月20日（月） 能代市「松風庵」	16名	秋田県総合食品研究センター醸造試験場長 進藤 昌 氏
5	令和5年2月27日（月） 大館市「北秋くらぶ」	17名	秋田県総合食品研究センター 高橋 仁 氏
6	令和5年3月6日（月） 湯沢市「湯沢温泉」	17名	秋田県総合食品研究センター 渡邊 誠衛 氏
	計	161名	

## 8 後継者育成支援事業

県内の生衛業の活性化を図るため、多くの若者に対し、生衛業に対する理解を深めてもらい後継、就職等への円滑な移行に結びつくよう、高校生、中学生を対象に飲食業、理容業について体験学習を実施した。

また、行政機関、教育機関及び生衛業同業組合で構成する後継者等育成支援協議会を設置し、計画内容の検討や実施事業の検証を行った。

### ○ 協議会の開催

- ① 開催日時……令和4年9月7日（水）  
協議内容……実施要領・実施計画書の検討と事業の検証方法について
- ② 開催日時……令和5年2月15日（水）  
協議内容……事業の実施状況、進路状況及び事業の検証と今後の進め方について

### ○ 体験学習

開催月日	高校名	参加人員	学習内容
令和4年11月2日（水）	大館桂桜高校	30名	「イタリア料理について」 講師：「デフィ」 川口 良平
令和4年11月18日（金）	大曲農業高校	31名	「イタリア料理について」 講師：「オイスターバー寧お」 齊藤裕美子
令和4年11月10日（金）	増田高校	11名	「日本料理について」 講師：「男鹿温泉結いの宿」 土谷 等
令和4年10月18日（火）	国学館高校	26名	「フランス料理（コース料理）について」 講師：「ホテルメトロポリタン秋田」 渡邊 智英
	計	98名	

## 9 理事会・評議員会の開催状況

### (1) 理事会

回数	開催日	会場	議題
第1回 (通常)	令和4年 6月1日	社会福祉会館 9F第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年度事業実施報告書及び収支決算書 (正味財産増減計算書方式)の承認について</li> <li>○ 業務の執行状況について (報告 令和4年1月～3月)</li> </ul>
第1回 (臨時)	令和4年 6月15日	社会福祉会館 9F第4会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理事長及び専務理事の選定について</li> </ul>
第2回 (通常)	令和5年 3月22日	社会福祉会館 9F第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活衛生同業組合負担金の見直しについて</li> <li>○ 令和5年度事業計画書及び収支予算書の承認について</li> <li>○ 令和5年度借入金の最高限度額の承認について</li> <li>○ 基本財産を担保とした運転資金の一時借入について</li> <li>○ 令和5年度事務局長の承認について</li> <li>○ 令和5年度第1回臨時評議員会の招集について</li> <li>○ 業務の執行状況について (報告 令和4年4月～12月)</li> </ul>

### (2) 評議員会

回数	開催日	会場	議題
第1回 (臨時)	令和4年 4月27日	社会福祉会館 9F第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度借入金の最高限度額の承認について</li> <li>○ 基本財産を担保とした運転資金の一時借入について</li> <li>○ 生活衛生同業組合負担金の見直しについて (報告)</li> <li>○ 令和4年度事業計画書及び収支予算書について (報告)</li> <li>○ 令和4年度事務局長の承認について (報告)</li> <li>○ 服務規程等の一部改正について (報告)</li> </ul>
(定時)	令和4年 6月15日	社会福祉会館 9F第4会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年度事業実施報告書及び収支決算書 (正味財産増減計算書方式)の承認について</li> <li>○ 理事の選任について</li> </ul>

## 10 標準営業約款の登録

### (1) 新規登録件数・再登録件数

業 種	新 規 登 録	再 登 録	合 計
理 容 業	0 件	3 4 件	3 4 件
美 容 業	0 件	9 件	9 件
ク リ ー ニ ン グ 業	0 件	2 0 件	2 0 件
麵 類 飲 食 業	0 件	2 件	2 件
一 般 飲 食 業	0 件	2 件	2 件
合 計	0 件	6 7 件	6 7 件

### (2) 標準営業約款審査委員会の開催

- ・ 8月登録分審査 令和4年7月20日：書面審査
- ・ 2月登録分審査 令和5年1月20日：書面審査

### (3) 啓蒙活動

標準営業約款制度の普及と登録の促進を図るため、関係生衛組合と一体となり、同制度の理解と登録の加入促進を図った。

また、利用者や消費者に対して制度の普及・啓発活動を行い、今後のサービス向上と経営の安定・強化のため、次の事業を実施した。

- ① 11月の標準営業約款普及促進月間に、理容、美容、クリーニング、麵類及び一般飲食の各登録店に普及用ポスター、リーフレットを配付し、普及・啓発に努めた。
- ② 新規営業開設者に対して標準営業約款制度の説明を行い、登録の加入促進を図ったほか、各組合に対して未登録店への勧誘活動を依頼し、登録促進に努めた。
- ③ 利用者や消費者に標準営業約款制度の周知を図るため、保健所、権限移譲市町村、県生活センター及び公共施設に普及用リーフレット・ポケットティッシュを配備した。
- ④ 各種研修会・講習会において、普及用リーフレットにより制度の普及と加入促進に努めた。

## 11 クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習

### ○ 研修会及び講習会の開催状況

区分	開催地	期 日	受 講 者		備 考
			研 修	講 習	
県 北	北秋田市	令和4年7月24日	9人	—	
中 央	秋 田 市	令和4年8月21日	44人	10人	
県 南	大 仙 市	令和4年9月11日	11人	5人	
2 型	令和4年9月1日～10月31日		5人	17人	
合 計			69人	32人	

## 12 生活衛生関係営業景況等調査

### (1) 経営状況調査

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として、生衛業の経営状況について定期的に調査し、情報提供していくことにより、個々の生衛業者が経営を行う判断材料又は検討材料として活用していただき、生衛業の振興及び経営の安定化を図ることを目的に、県内70店舗を対象に調査を実施した。

#### ○回収率

1回目	令和4年	4月～	6月分調査	95.7%	(67/70)
2回目	令和4年	7月～	9月分調査	95.7%	(67/70)
3回目	令和4年	10月～	12月分調査	91.4%	(64/70)
4回目	令和5年	1月～	3月分調査	94.3%	(66/70)

### (2) 景気動向調査

株式会社日本政策金融公庫から受託した公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの再受託事業として実施する調査であり、生衛業界の景気動向や設備投資動向並びに生衛業者の景況感や地域実情等を定期的に把握し、生衛資金の有効活用に資することを目的として、県内70店舗を対象に調査を実施した。

#### ○回収率

1回目	令和4年	4月～	6月分調査	91.4%	(64/70)
2回目	令和4年	7月～	9月分調査	91.4%	(64/70)
3回目	令和4年	10月～	12月分調査	91.4%	(64/70)
4回目	令和5年	1月～	3月分調査	92.9%	(65/70)

# 貸借対照表

令和5年 3月31日現在

(公財) 秋田県生活衛生営業指導センター  
(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	5,606,635	5,370,270	236,365
未収金	98,700	98,700	0
流動資産合計	5,705,335	5,468,970	236,365
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,310,000	5,310,000	0
基本財産合計	5,310,000	5,310,000	0
(2) その他固定資産			
電話加入権	60,000	60,000	0
その他固定資産合計	60,000	60,000	0
固定資産合計	5,370,000	5,370,000	0
資産合計	11,075,335	10,838,970	236,365
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			0
預り金	255,192	179,530	75,662
流動負債合計	255,192	179,530	75,662
負債合計	255,192	179,530	75,662
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	5,310,000	5,310,000	0
2. 一般正味財産	5,510,143	5,349,440	160,703
正味財産合計	10,820,143	10,659,440	160,703
負債及び正味財産合計	11,075,335	10,838,970	236,365

貸借対照表内訳表  
令和5年 3月31日現在

(公財)秋田県生活衛生営業指導センター  
(単位: 円)

科 目	公益事業会計	その他会計1	その他会計2	法人会計	内部取引消去	合 計
<b>I 資産の部</b>						
1.流動資産						
普通預金	2,007,381	0	0	3,599,254	0	5,606,635
未収金	98,700	0	0	0	0	98,700
公益事業会計	0	0	0	235,955	-235,955	0
その他事業会計1						0
その他事業会計2	0	0	0	113,950	-113,950	0
法人会計	0	139,137	0	0	-139,137	0
【流動資産合計】	2,106,081	139,137	0	3,949,159	-489,042	5,705,335
2 固定資産						
(1)基本財産						
定期預金	5,310,000	0	0	0	0	5,310,000
【基本財産合計】	5,310,000	0	0	0	0	5,310,000
(2)特定資産						0
(3)その他の固定資産						0
電話加入権	0	0	0	60,000	0	60,000
【その他の固定資産合計】	0	0	0	60,000	0	60,000
【固定資産合計】	5,310,000	0	0	60,000	0	5,370,000
【資産合計】	7,416,081	139,137	0	4,009,159	-489,042	11,075,335
<b>II 負債の部</b>						
1.流動負債						
未払金						0
預り金	0	0	0	255,192	0	255,192
公益事業会計						0
その他事業会計1	0	0	0	139,137	-139,137	0
その他事業会計2						0
法人会計	235,955	0	113,950	0	-349,905	0
【流動負債合計】	235,955	0	113,950	394,329	-489,042	255,192
【負債合計】	235,955	0	113,950	394,329	-489,042	255,192
<b>III 正味財産の部</b>						
1.指定正味財産						
正味財産	5,310,000	0	0	0	0	5,310,000
【指定正味財産合計】	5,310,000	0	0	0	0	5,310,000
2. 一般正味財産	1,870,126	139,137	-113,950	3,614,830	0	5,510,143
【正味財産合計】	7,180,126	139,137	-113,950	3,614,830	0	10,820,143
【負債・正味財産合計】	7,416,081	139,137	0	4,009,159	-489,042	11,075,335

# 令和4年度正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日

(公財) 秋田県生活衛生営業指導センター  
(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
<b>1. 経常増減の部</b>				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	106	106	0	
基本財産受取利息	106	106	0	
事業収益	2,283,520	2,949,680	-666,160	
受託事業収益	1,515,800	1,504,700	11,100	
標準事業収益	278,720	823,980	-545,260	
クリーニング事業収益	489,000	621,000	-132,000	
受取補助金等	20,350,000	15,148,000	5,202,000	
生活衛生関係営業対策事業補助金	20,350,000	15,148,000	5,202,000	
受取負担金	380,000	380,000	0	
受取負担金	380,000	380,000	0	
雑収益	56	68	-12	
雑収益	0	0	0	
受取利息	56	68	-12	
経常収益計	23,013,682	18,477,854	4,535,828	
(2) 経常費用				
事業費	20,962,968	16,237,923	4,725,045	
給料手当	13,352,746	9,525,093	3,827,653	
福利厚生費	2,020,186	1,488,516	531,670	
旅費交通費	914,980	559,190	355,790	
通信運搬費	235,711	370,575	-134,864	
報償費	1,028,160	899,700	128,460	
消耗什器備品費	145,000	50,885	94,115	
消耗品費	948,568	888,263	60,305	
印刷製本費	54,450	63,800	-9,350	
諸謝金	0	0	0	
納付金	224,740	582,180	-357,440	
賃借料	1,269,610	1,218,417	51,193	
交付金	70,000	60,000	10,000	
交際費	120,500	43,000	77,500	
雑役務費	578,317	488,304	90,013	
管理費	1,890,011	1,787,585	102,426	
負担金	13,200	13,200	0	
給料手当	1,148,968	991,087	157,881	
福利厚生費	323,554	300,974	22,580	
会議費	0	0	0	
旅費交通費	82,221	128,440	-46,219	
通信運搬費	26,893	23,624	3,269	
報償費	70,000	80,000	-10,000	
消耗什器備品費	0	171,600	-171,600	
消耗品費	76,886	39,961	36,925	
印刷製本費	0	0	0	
支払利息	23,339	21,729	1,610	
公租公課費	4,020	4,620	-600	
交際費	106,500	0	106,500	
賃借料	13,000	12,350	650	
雑役務費	1,430	0	1,430	
経常費用計	22,852,979	18,025,508	4,827,471	
評価損益等調整前当期経常増減額	160,703	452,346	-291,643	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	160,703	452,346	-291,643	
<b>2. 経常外増減の部</b>				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	160,703	452,346	-291,643	
一般正味財産期首残高	5,349,440	4,897,094	452,346	
一般正味財産期末残高	5,510,143	5,349,440	160,703	
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	5,310,000	5,310,000	0	
指定正味財産期末残高	5,310,000	5,310,000	0	
<b>III 正味財産期末残高</b>	10,820,143	10,659,440	160,703	

令和4年度正味財産増減計算書内訳表

令和4年 4月 1日から令和5年 3月31日

(公財)秋田県生活衛生営業指導センター

(単位:円)

科 目	公益事業会計	その他会計1	その他会計2	法人会計	内部取引消去	合 計
<b>I 一般正味財産増減の部</b>						
<b>1. 経常増減の部</b>						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	106	0	0	0		106
基本財産受取利息	106	0	0	0		106
事業収益	866,420	708,550	0	708,550		2,283,520
受託事業収益	98,700	708,550	0	708,550		1,515,800
標準事業収益	278,720	0	0	0		278,720
クリーニング事業収益	489,000	0	0	0		489,000
受取補助金等	19,019,753	0	0	1,330,247		20,350,000
生活衛生関係営業対策事業補助金	19,019,753	0	0	1,330,247		20,350,000
受取負担金	0	0	190,000	190,000		380,000
受取負担金	0	0	190,000	190,000		380,000
雑収益	13	0	0	43		56
受取利息	13	0	0	43		56
経常収益計	19,886,292	708,550	190,000	2,228,840		23,013,682
(2) 経常費用						
事業費	20,012,847	759,621	190,500	0		20,962,968
給料手当	13,352,746	0	0	0		13,352,746
福利厚生費	2,020,186	0	0	0		2,020,186
旅費交通費	914,980	0	0	0		914,980
通信運搬費	192,460	43,251	0	0		235,711
報償費	736,960	291,200	0	0		1,028,160
消耗什器備品	0	145,000	0	0		145,000
消耗品費	923,710	24,858	0	0		948,568
印刷製本費	54,450	0	0	0		54,450
納付金	224,740	0	0	0		224,740
賃借料	1,269,610	0	0	0		1,269,610
交 付 金	0	0	70,000	0		70,000
交際費	0	0	120,500	0		120,500
雑役務費	323,005	255,312	0	0		578,317
管理費	0	0	0	1,890,011		1,890,011
負担金	0	0	0	13,200		13,200
給料手当	0	0	0	1,148,968		1,148,968
福利厚生費	0	0	0	323,554		323,554
会議費	0	0	0	0		0
旅費交通費	0	0	0	82,221		82,221
通信運搬費	0	0	0	26,893		26,893
報償費	0	0	0	70,000		70,000
消耗什器備品費	0	0	0	0		0
消耗品費	0	0	0	76,886		76,886
印刷製本費	0	0	0	0		0
支払利息	0	0	0	23,339		23,339
公租公課費	0	0	0	4,020		4,020
交際費	0	0	0	106,500		106,500
賃借料	0	0	0	13,000		13,000
雑役務費	0	0	0	1,430		1,430
経常費用計	20,012,847	759,621	190,500	1,890,011		22,852,979
評価損益等調整前当期経常増減額	-126,555	-51,071	-500	338,829		160,703
評価損益等計	0	0	0	0		0
当期経常増減額	-126,555	-51,071	-500	338,829		160,703
<b>2. 経常外増減の部</b>						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0		0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0	0		0
他会計振替額	0	0	0	0		0
当期一般正味財産増減額	-126,555	-51,071	-500	338,829		160,703
一般正味財産期首残高	1,996,681	190,208	-113,450	3,276,001		5,349,440
一般正味財産期末残高	1,870,126	139,137	-113,950	3,614,830		5,510,143
<b>II 指定正味財産増減の部</b>						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0		0
指定正味財産期首残高	5,310,000	0	0	0		5,310,000
指定正味財産期末残高	5,310,000	0	0	0		5,310,000
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>7,180,126</b>	<b>139,137</b>	<b>-113,950</b>	<b>3,614,830</b>		<b>10,820,143</b>

令和4年度正味財産増減計算書内訳表  
令和4年 4月 1日から令和5年 3月31日

(公財)秋田県生活衛生営業指導センター  
(単位:円)

科 目	公 益 事 業 会 計				その他 会計1	その他 会計2	法人会計	内部取引消去	合 計
	生衛業対策事業	標準営業約款	クリーニング	計					
<b>I 一般正味財産増減の部</b>									
<b>1. 経常増減の部</b>									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	106	0	0	106	0	0	0		106
基本財産受取利息	106	0	0	106	0	0	0		106
事業収益	98,700	278,720	489,000	866,420	708,550	0	708,550		2,283,520
受託事業収益	98,700	0	0	98,700	708,550	0	708,550		1,515,800
標準事業収益	0	278,720	0	278,720	0	0	0		278,720
クリーニング事業収益	0	0	489,000	489,000	0	0	0		489,000
受取補助金等	19,019,753	0	0	19,019,753	0	0	1,330,247		20,350,000
生活衛生関係営業対策事業補助金	19,019,753	0	0	19,019,753	0	0	1,330,247		20,350,000
受取負担金	0	0	0	0	0	190,000	190,000		380,000
受取負担金	0	0	0	0	0	190,000	190,000		380,000
雑収益	0	2	11	13	0	0	43		56
受取利息	0	2	11	13	0	0	43		56
経常収益計	19,118,559	278,722	489,011	19,886,292	708,550	190,000	2,228,840		23,013,682
(2) 経常費用									
事業費	19,140,910	327,019	544,918	20,012,847	759,621	190,500	0		20,962,968
給料手当	13,352,746	0	0	13,352,746	0	0	0		13,352,746
福利厚生費	2,020,186	0	0	2,020,186	0	0	0		2,020,186
旅費交通費	742,400	39,020	133,560	914,980	0	0	0		914,980
通信運搬費	167,928	2,414	22,118	192,460	43,251	0	0		235,711
報償費	552,310	64,650	120,000	736,960	291,200	0	0		1,028,160
消耗什器備品費	0	0	0	0	145,000	0	0		145,000
消耗品費	805,330	32,700	85,680	923,710	24,858	0	0		948,568
印刷製本費	54,450	0	0	54,450	0	0	0		54,450
納付金	0	126,640	98,100	224,740	0	0	0		224,740
賃借料	1,187,190	0	82,420	1,269,610	0	0	0		1,269,610
交付金	0	0	0	0	0	70,000	0		70,000
交際費	0	0	0	0	0	120,500	0		120,500
雑役務費	258,370	61,595	3,040	323,005	255,312	0	0		578,317
管理費	0	0	0	0	0	0	1,890,011		1,890,011
負担金	0	0	0	0	0	0	13,200		13,200
給料手当	0	0	0	0	0	0	1,148,968		1,148,968
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	323,554		323,554
会議費	0	0	0	0	0	0	0		0
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	82,221		82,221
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	26,893		26,893
報償費	0	0	0	0	0	0	70,000		70,000
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0		0
消耗品費	0	0	0	0	0	0	76,886		76,886
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0		0
支払利息	0	0	0	0	0	0	23,339		23,339
公租公課費	0	0	0	0	0	0	4,020		4,020
交際費	0	0	0	0	0	0	106,500		106,500
賃借料	0	0	0	0	0	0	13,000		13,000
雑役務費	0	0	0	0	0	0	1,430		1,430
経常費用計	19,140,910	327,019	544,918	20,012,847	759,621	190,500	1,890,011		22,852,979
評価損益等調整前当期経常増減額	-22,351	-48,297	-55,907	-126,555	-51,071	-500	338,829		160,703
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0		0
当期経常増減額	-22,351	-48,297	-55,907	-126,555	-51,071	-500	338,829		160,703
<b>2. 経常外増減の部</b>									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0		0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0		0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0		0
当期一般正味財産増減額	-22,351	-48,297	-55,907	-126,555	-51,071	-500	338,829		160,703
一般正味財産期首残高	-115,784	294,446	1,818,019	1,996,681	190,208	-113,450	3,276,001		5,349,440
一般正味財産期末残高	-138,135	246,149	1,762,112	1,870,126	139,137	-113,950	3,614,830		5,510,143
<b>II 指定正味財産増減の部</b>									
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0		0
指定正味財産期首残高	5,310,000	0	0	5,310,000	0	0	0		5,310,000
指定正味財産期末残高	5,310,000	0	0	5,310,000	0	0	0		5,310,000
<b>III 正味財産期末残高</b>	5,171,865	246,149	1,762,112	7,180,126	139,137	-113,950	3,614,830		10,820,143

## 財務諸表に対する注記

### 1. 継続企業の前提に関する注記

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 公益法人会計基準

財務諸表は、「公益法人会計基準」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）に基づき作成している。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 3. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,310,000			5,310,000
小 計	5,310,000	0	0	5,310,000
合 計	5,310,000	0	0	5,310,000

### 4. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定 正味財産からの 充当額)	(うち一般 正味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	5,310,000	( 5,310,000)	( 0)	( 0)
小 計	5,310,000	5,310,000	0	0
合 計	5,310,000	5,310,000	0	0

### 5. 担保に供している資産

該当なし。

### 6. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務

該当なし。

### 7. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

### 8. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の 名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表 上の 記載区分
補助金 生活衛生営業指導セン ター補助金	秋田県	0	20,350,000	20,350,000	0	指定正味財産
合 計			20,350,000	20,350,000		

### 9. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当なし。

### 10. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

### 11. 重要な後発事象

該当なし。